

# 平成23年度 男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金交付要綱

## (目的及び交付)

第1条 知事は、県内企業等が労働者の仕事と子育ての両立支援のために実施する事業所内託児施設の整備事業及び設置のための検討事業に要する経費について、「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、「事業所内託児施設」とは、企業等が雇用する労働者のために事業所内(事業所の近接地、労働者の通勤経路、労働者の居住地(社宅、団地等)の近接地も可)に託児施設を設け、継続した運営が見込まれるものをいう。

ただし、当該企業等が雇用する労働者以外の者(他の企業等の労働者)の利用を妨げない。

## (事業主体)

第3条 補助金の交付の対象となる事業主体は、「男女いきいき・子育て応援宣言企業」として県が登録している企業等(以下「登録企業」という。)とする。

2 登録企業が共同で事業所内託児施設の整備等を行う場合は、共同する全ての企業等の合意に基づき、施設の所有者、共同事業主名、事業に要する経費の負担に関する事項、施設の管理運営に関する事項及び施設の利用に関する事項等を掲げた協定等を締結するものとする。なお、共同で整備等を行う場合、全ての構成企業等が登録企業であることを要しない。

## (補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、登録企業が行う事業所内託児施設整備事業及び設置のための検討事業とし、補助金の額はそれぞれ下記のとおりとする。

### (1) 事業所内託児施設整備事業

当該事業に要する経費のうち、別表に掲げる補助対象経費に相当する額又は2,000千円のいずれか低い額

### (2) 事業所内託児施設設置検討事業

当該事業に要する経費のうち、別表に掲げる補助対象経費に相当する額又は100千円のいずれか低い額

2 共同で整備等を行う場合は、参加する企業等のうち、登録企業それぞれが負担する経費の合計額又は第1項各号に定める上限額のいずれか低い額を交付する。

## (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする登録企業は、交付申請書に以下の書類を添付し知事に提出しなければならない。なお、共同で整備等を行う場合の申請、報告、補助金の受領等に関する業務は、共同する登録企業のうち1社が代表して行うものとする。

(1) 事業計画書(別記様式第1号)

(2) 収支予算書(別記様式第2号)

(3) 共同事業構成企業名簿(別記様式第3号) ※共同で整備等を行う場合のみ

(4) 共同事業であることを証明する協定書等の写し ※共同で整備等を行う場合のみ

(5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、補助金交付の決定を行うに当たり、申請者に対して説明を求める場合がある。

### (交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号のイに定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費の2割以内の減額
- (2) 別表に掲げる事業区分内における項目相互間の経費の配分額の流用で、いずれか少ない額の2割以内の増減
- 2 規則第7条第1項第1号のロに定める軽微な変更は、補助金の交付要件に反しない場合であつて、事業目的の達成に支障がないと認められる場合とする。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

### (状況報告)

第7条 当該補助金の交付を受けて事業を行う登録企業は、規則第12条の規定に基づき、別に定める日までに事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

### (実績報告書)

第8条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は平成24年4月16日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (帳簿等の保存期限)

第9条 企業等は、規則第21条に定める帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (概算払)

第10条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

### (財産処分の制限)

第11条 企業等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 規則第22条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定されている期間とする。
- 3 規則第22条第2号に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 4 企業等が、規則第22条の規定により知事の承認を得て財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の一部又は全部に相当する金額を納付させることがある。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

## 別表

### 1 補助対象経費

事業区分	項目	内容
施設整備事業	施設整備費	事業所内託児施設の建設及び増改築費用 (工事費及び設計監理料)
	備品費	保育遊具等、保育に必要な備品の購入費用
	その他	その他特に必要と認められるもの
設置検討事業	謝金	コンサルティング料金、視察先等への謝礼
	検討費用	先進的企業視察に係る旅費、情報収集のための書籍代
	その他	その他特に必要と認められるもの

### 2 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(平成14年12月25日付け雇児発第1225009号改正)別添の認可外保育施設指導監督基準を満たすものとする事。
- (2) 都道府県労働局が支給する事業所内託児施設の設置等にかかる助成金と重複して受給することはできない。

(交付申請書)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金交付申請書

標記補助金について、金 円を交付されるよう、平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

(実績報告書)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金実績報告書

平成23年 月 日付け女青第 号をもって交付決定の通知があった標記補助金について、平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

担当者名

電話番号

FAX 番号

## 事業計画書

事業区分	
事業の目的	
実施時期	内 容
<p>対象となる事業所内託児施設の概要（施設整備を実施する場合、記入下さい）</p> <p>①施設の所在地：_____ ②定員：_____名</p> <p>③敷地面積：_____㎡ ④敷地の所有関係： 自己所有地 ・ 借地</p> <p>⑤託児スペースの面積：_____㎡ ⑥建物の構造：_____造</p> <p>⑦託児施設の形態： 建物の一部（建物名_____、___階）・建物の全部（___階建て）</p> <p>⑧利用者から徴収する料金：_____円 ⑨配置する保育士の数：_____名</p> <p>⑩利用者の別： 自社社員のみ ・ 自社以外の社員も含む（具体的には_____）</p> <p>⑪施設整備の実施主体： 自社のみ ・ 共同（別紙「共同事業主体名簿（様式第3号）を添付 ）</p>	
特記事項	

※「事業区分」欄には、「施設整備事業」「設置検討事業」のどちらかの事業区分を記載してください。

※「内容」欄には、建設・増改築の場合はその工期、工程を記載、遊具等の購入の場合は品目、規格、数量等を記載、検討事業の場合はその具体的内容を記載してください。

※その他、計画内容のわかる資料（設計図面など）を添付してください。

## 収 支 予 算 書

## 1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
自己資金		
県補助金		
その他		
合 計		

※その他の場合、備考欄に具体的内容を記載してください。

## 2 支出の部

(単位:円)

	項 目	予 算 額	備 考
補 助 対 象 経 費			
	補助対象経費 計		
	補助対象外経費 計		
	合計 (事業費総額)		

※積算資料、見積書等を添付してください。

### 共同事業構成企業名簿

(1) 男女いきいき・子育て応援宣言企業

	企業名	所在地	事業に要する経費の 負担額 (円)
1 代表			
2			
3			
4			
5			
登録企業 合計			

(2) 男女いきいき・子育て応援宣言企業以外の企業 <参考>

	企業名	所在地	事業に要する経費の 負担額 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
合計			

平成 年 月 日

山形県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補助金  
事業計画変更承認申請書

平成23年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について下記  
のとおり事業計画を変更したく、平成23年度男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業費補  
助金交付要綱第6条第3項の規定により、承認くださるよう申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の事業計画書及び収支予算書  
(変更前と変更後を比較できるように書いてください。)

事業実績書

事業区分	
実施時期	内容
<p>対象となる事業所内託児施設の概要（施設整備を実施した場合、記入下さい）</p>	
<p>①施設の所在地：_____ ②定員：_____名                      ③敷地面積：_____㎡ ④敷地の所有関係： 自己所有地 ・ 借地                      ⑤託児スペースの面積：_____㎡ ⑥建物の構造：_____造                      ⑦託児施設の形態： 建物の一部（建物名_____、____階）・建物の全部（____階建て）                      ⑧利用者から徴収する料金：_____円 ⑨配置する保育士の数：_____名                      ⑩利用者の別： 自社社員のみ ・ 自社以外の社員も含む（具体的には_____）                      ⑪施設整備の実施主体： 自社のみ ・ 共同（別紙「共同事業主体名簿（様式第3号）を添付）</p>	
<p>特記事項</p>	

※「事業区分」欄には、「施設整備事業」「設置検討事業」のどちらかの事業区分を記載してください。

※「内容」欄には、建設・増改築の場合はその工期、工程を記載、遊具等の購入の場合は品目、規格、数量等を記載、検討事業の場合はその具体的内容（検討結果）を記載してください。

※事業実績のわかる資料（図面、写真、検討結果資料など）を添付してください。

## 収 支 精 算 書

## 1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	比較増減	備 考
自己資金				
県補助金				
その他				
合 計				

※その他の場合、備考欄に具体的内容を記載してください。

## 2 支出の部

(単位：円)

	項 目	予 算 額	精 算 額	比較増減	備 考
補 助 対 象 経 費					
	補助対象経費計				
	補助対象外経費計				
	合 計				

※契約書の写しや領収書の写し等、支出内容が確認できる資料を添付してください。